

議 会 運 営 委 員 会

令和3年12月16日(木)

全員協議会終了後

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

- 〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、
肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、串崎委員、
小川委員、牛尾委員
〔議長団〕 笹田議長、川神副議長
〔委員外議員〕
〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、猪狩総務管理係長
〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

議 題

- 1 令和4年3月浜田市議会定例会議の会議予定について 資料1
- 2 陳情審査方法の検討について（意見陳述について） 資料2
- 3 特別委員会について 資料3
- 4 浜田市議会基本条例の見直しについて 資料4
- 5 その他

令和4年3月会議日程(案)

	期間	日程案	会場	開始時間
1月	24日 (月)	臨時会議	議場等	10時～
	25日 (火)			
	26日 (水)	総務文教委員会	全員協議会室	10時～
	27日 (木)	福祉環境委員会	全員協議会室	10時～
	28日 (金)	産業建設委員会	全員協議会室	10時～
	29日 (土)			
	30日 (日)			
2月	31日 (月)			
	1日 (火)			
	2日 (水)			
	3日 (木)			
	4日 (金)			
	5日 (土)			
	6日 (日)			
	7日 (月)	議員研修会 全員協議会	全員協議会室 議場	9時～ 13時～
	8日 (火)			
	9日 (水)			
	10日 (木)	陳情・請願・意見書・決議書締切		【締切】 13時
	11日 (金)			
	12日 (土)			
	13日 (日)			
	14日 (月)	代表質問・個人一般質問通告書メール、FAX受付締切		【締切】 11時
	15日 (火)	代表質問・個人一般質問通告書提出締切		【締切】 11時
	16日 (水)			
	17日 (木)	議会運営委員会 議会広報広聴委員会	全員協議会室 全員協議会室	10時～ 13時30分～
	18日 (金)			
	19日 (土)			
	20日 (日)			
	21日 (月)	会派代表・個人一般質問説明用パネル提出		【締切】 12時
	22日 (火)			
23日 (水)				
24日 (木)	1 開会 施政方針・教育方針 提案説明 全員協議会 総務文教委員会 福祉環境委員会 産業建設委員会	議場 議場 第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室	10時～ 本会議終了後 全員協議会終了後 全員協議会終了後 全員協議会終了後	
25日 (金)	2 会派代表質問	議場	10時～	
26日 (土)	3			
27日 (日)	4			
28日 (月)	5 個人一般質問	議場	10時～	
3月	1日 (火)	6 個人一般質問	議場	10時～
	2日 (水)	7 個人一般質問	議場	10時～
	3日 (木)	8 議案質疑	議場	10時～
	4日 (金)	9 総務文教委員会	全員協議会室	10時～
	5日 (土)	10		
	6日 (日)	11		
	7日 (月)	12 福祉環境委員会	全員協議会室	10時～
	8日 (火)	13 産業建設委員会	全員協議会室	10時～
	9日 (水)	14 休会		
	10日 (木)	15 予算決算委員会	議場	10時～
	11日 (金)	16 予算決算委員会	議場	10時～
	12日 (土)	17		
	13日 (日)	18		
14日 (月)	19 予算決算委員会	議場	10時～	
15日 (火)	20 予算決算委員会 (予備) 討論通告期限	議場	10時～ 【締切】 17時	
16日 (水)	21 休会 対抗討論通告期限		 【締切】 13時	
17日 (木)	22 委員長報告 採決 全員協議会 議会運営委員会	議場 議場 全員協議会室	10時～ 本会議終了後 全員協議会終了後	
18日 (金)				
19日 (土)				
20日 (日)				

項目	山水海	超党みらい	創風会	公明クラブ
3月定例会議審査時の意見陳述の有無	実施しない	実施しない	実施する	実施しない
上記を選択した理由	陳情の内容は、誰もが分かるように書くべき。	陳述は有効と考えるが、特定の市民による意見主張の場と化している実態にある。全体の奉仕者及び公共福祉の観点から一旦取りやめ、実施にあたっては基準やルールを設けるなど再検討を行い議会全体の合意のもと判断すべきである。	陳述については、これまでの試行で若干の願意を外れたものがあつたが概ね良かったと思われる。一部に陳述不要との意見があるが、汲み取れない願意を確認するには必要なことであろう。	請願・陳情は文書で願意が分かるようにされるべきである。委員会付託前に願意が分かるよう本人に確認している。確認したいものだけ行えば良い。
6月定例会議以降の意見陳述の有無	実施しない	実施する	実施する	実施しない
上記を選択した理由	陳情の内容は、誰もが分かるように書くべき。	1. 現行の定例会議各常任委員会での陳情審査はやめ、陳情審査の日を1日設ける。 (1) 10時から総務文教委員会、13時から福祉環境委員会、15時から産業建設委員会で付託された陳情の審査を行う。 (2) ①浜田市議会陳情書取扱基準を改正したうえで厳正に運用し効率的に審査に努める。 ②書式においても願意と理由の区別が不明確なものは審査しない。 ③審査しないものについても内容は執行部に伝え、議会活動にも活用する旨を陳情者に伝える。 (3) 審査参考のための執行部への内容や意見聴取は事前に行い、当日は執行部の出席は求めない。 (4) 陳述については委員会が必要と判断した場合のみ実施する。	陳情書から願意が汲み取れるようであれば陳述を受けない。汲み取れないようであれば、陳情者に願意を明確にするため陳述を行うかどうか聞き取り、行うとのことであれば実施。	委員会付託前に願意が分かるよう本人に確認している。確認したいものだけ行えば良い。 ※3月定例会議の理由と同じ
その他のご意見		ビデオ撮影等については5階も4階以下の庁舎管理規定に合わせ原則禁止とする。	陳述を行うと審査に時間を要すとの意見もあるが、願意が汲み取れる陳情書の提出を原則とし、不足するのであれば陳述の機会を作ることにより、陳情者の願意を十分にくみ取り審査ができる。	

項目		山水海	超党みらい	創風会	公明クラブ
設置の有無		設置する	設置する	設置する	設置しない
設置の場合	目的	協働のまちづくり・幅が広く、市民に浸透していない。委員会を立上げテーマを検討するべき。	行革に力点をおいた協働のまちづくりに関する特別委員会とする。	「ライフラインの調査検討特別委員会」として、市民生活に直結するライフラインの現状と問題点を調査し、対応策等を提言する。	
	委員定数	8人	7人	7人	
	選出区分	山水海3人 未来2人 創風2人 公明1人	各会派から、1～2人	常任委員会から 総務文教委員会2人、 福祉環境委員会2人、 産業建設委員会3人	
	設置時期	令和4年3月	令和4年3月 (新年度に向けて立ち上げる)	令和4年1月～	
その他のご意見				「まちづくり」は実施されるにつれ問題等が発生する可能性は有る。しかし、問題点抽出には、しばし静観する時を経ることが必要であり、現時点では「まちづくり」関連の特別委員会設置は時期尚早と思われる。今は、市民生活に直結する「ライフライン」の問題点調査や対策を検討する必要がある。	必要な事項が発生した場合に設置

議会基本条例の見直しについて

1 制定からの経過（説明資料の概要から抜粋）

日付	概要
H23. 9. 30	浜田市議会基本条例制定
H24. 12. 21	<p>1 公聴会、参考人制度を委員会だけでなく本会議でも実施可能とする。</p> <p>2 地方自治法の改正により条文中の政務調査費を政務活動費に名称を変更する。</p> <p>3 議案等における議員の意思を広報紙で公表するなど市民に対し議員の意思を明確にする。</p>
H27. 3. 20	<p>1 政務活動費が適正に使用されているのか議会関係者以外の者の審査を受けることとすること。</p> <p>2 採択した請願及び陳情への対応として、市長等において措置の必要があると認めるときは、その趣旨を実現するよう求めること。また当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めることとする。</p> <p>※全 25 条から 26 条に改正</p>
H30. 9. 28	<p>1 議会の活動原則に係る追加項目（第 3 条関係） 議会は、障がいのある議員及び妊娠中の議員に対し、本人の意思を尊重し、円滑な議会活動のための配慮をしなければならない。</p> <p>2 議員と市長等との関係に係る追加項目（第 7 条関係） 市長等は、議員・委員会による条例の提案、議案の修正案等に対して、反論することができる。</p> <p>3 議会事務局の体制整備に係る追加項目（第 17 条関係） 議長は、議会事務局の職員の配置に関し、あらかじめ市長と協議するものとする。</p> <p>4 市民と議会との関係に係る追加項目（第 22 条関係） 議会は、あらかじめ本会議等の日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努める。</p>
H30. 12. 26	<p>会期が通年となることから調査会を廃止することに伴い、関係する規定を改正する。</p> <p>※全 26 条から 25 条に改正</p>
R3. 3. 19	<p>1 議会の活動原則に係る追加（第 3 条関係） 議会は、議員が議会活動と育児、介護等との両立ができるよう配慮をしなければならない。</p>

2 見直しの流れ

- (1) 各会派で条例の目的が達成されているかを協議
- (2) 各会派から別紙シートを 1 月 31 日（月）までに議会事務局へメールで提出
- (3) 議会運営委員会で全ての条文を確認し、条例の改正を含む適切な措置について調整
- (4) (3)の調整を行い、改正を要する場合は 3 月又は 6 月定例会議で発議

制定時			現在			改正時期	今後改正の 必要性の有無	改正内容・意見等
条項	見出し	条文	条項	見出し	条文			
目次		前文 第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 議会の活動原則(第3条—第16条) 第3章 議員の活動原則(第17条—第20条) 第4章 市民参加(第21条—第23条) 第5章 議員定数及び議員報酬(第24条) 第6章 補則(第25条) 附則	目次		前文 第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 議会の活動原則(第3条—第16条) 第3章 議員の活動原則(第17条—第20条) 第4章 市民参加(第21条—第23条) 第5章 議員定数及び議員報酬(第24条) 第6章 補則(第25条) 附則	H27. 3. 20 H30. 12. 16		
前文		地方分権の時代を迎え、地域の自主性と自立性が必要とされる現在において、二元代表制の一翼を担う議会には、従来の議事機関としての役割と責務のみならず、多様化する市民の意見を的確に把握し、市政に反映させるため、自由討議や意見交換等を重視した政策形成機能の更なる充実が求められている。 私たち浜田市議会議員は、石見人としての誇りと高い識見を備え、全国の地方議会の模範となる議会改革を掲げて絶えず精進し、全ての市民が安全で安心して、幸せに暮らすことができるよう最大限の努力をしなければならぬ。 ここに、浜田市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨にのっとり、市民に開かれた信頼される地方政府を実現するため、議会の最高規範として、この条例を制定する。	前文		地方分権の時代を迎え、地域の自主性と自立性が必要とされる現在において、二元代表制の一翼を担う議会には、従来の議事機関としての役割と責務のみならず、多様化する市民の意見を的確に把握し、市政に反映させるため、自由討議や意見交換等を重視した政策形成機能の更なる充実が求められている。 私たち浜田市議会議員は、石見人としての誇りと高い識見を備え、全国の地方議会の模範となる議会改革を掲げて絶えず精進し、全ての市民が安全で安心して、幸せに暮らすことができるよう最大限の努力をしなければならぬ。 ここに、浜田市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨にのっとり、市民に開かれた信頼される地方政府を実現するため、議会の最高規範として、この条例を制定する。			
第1章	総則		第1章	総則				
第1条	目的	第1条 この条例は、二元代表制の下、議会の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等議会に関する基本的な事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に応え、市民の福祉の増進及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	第1条	目的	第1条 この条例は、二元代表制の下、議会の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等議会に関する基本的な事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に応え、市民の福祉の増進及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。			
第2条	条例の位置付け	第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、議会に関する他の条例、規則その他の規程の制定、改廃及び運用については、この条例の趣旨に沿って行わなければならない。	第2条	条例の位置付け	第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、議会に関する他の条例、規則その他の規程の制定、改廃及び運用については、この条例の趣旨に沿って行わなければならない。			

制定時			現在			改正時期	今後改正の 必要性の有無	改正内容・意見等
条項	見出し	条文	条項	見出し	条文			
第2章	議会の活動原則		第2章	議会の活動原則				
第3条	議会の活動原則	<p>第3条 議会は、市民の負託を受けた議決機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指して活動しなければならない。</p> <p>2 議会は、市民を代表する議決機関として、適切な判断及び責任ある活動を行わなければならない。</p> <p>3 議会は、議員、市長及び市民の交流並びに自由な討論の場であるとの認識を持って活動しなければならない。</p> <p>4 議会は、市民の参加意識が高まるよう分かりやすい視点、方法等で活動しなければならない。</p>	第3条	議会の活動原則	<p>第3条 議会は、市民の負託を受けた議決機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指して活動しなければならない。</p> <p>2 議会は、市民を代表する議決機関として、適切な判断及び責任ある活動を行わなければならない。</p> <p>3 議会は、議員、市長及び市民の交流並びに自由な討論の場であるとの認識を持って活動しなければならない。</p> <p>4 議会は、市民の参加意識が高まるよう分かりやすい視点、方法等で活動しなければならない。</p> <p>5 議会は、障がいのある議員及び妊娠中の議員に対し、本人の意思を尊重し、円滑な議会活動のための配慮をしなければならない。</p> <p>6 議会は、議員が議会活動と育児、介護等との両立ができるよう配慮をしなければならない。</p>	H30. 9. 28		
第4条	議会改革の推進	第4条 議会は、社会状況の変化に適応した議会の在り方について常に議論し、議会改革の推進に努めるものとする。	第4条	議会改革の推進	第4条 議会は、社会状況の変化に適応した議会の在り方について常に議論し、議会改革の推進に努めるものとする。			
第5条	危機管理	<p>第5条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穏を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市長等と連携し、次に掲げるとおり対応するものとする。</p> <p>(1) 議長は、必要に応じて議員による協議又は調整を行うための組織を設置する。</p> <p>(2) 議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う。</p>	第5条	危機管理	<p>第5条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穏を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市長等と連携し、次に掲げるとおり対応するものとする。</p> <p>(1) 議長は、必要に応じて議員による協議又は調整を行うための組織を設置する。</p> <p>(2) 議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う。</p>			
第6条	会派	<p>第6条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策を中心とした理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。</p> <p>3 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等(以下「政策立案等」という。)に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p> <p>4 議会運営に当たっては、議会は、会派に属さない議員の意見が反映されるよう配慮するものとする。</p>	第6条	会派	<p>第6条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策を中心とした理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。</p> <p>3 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等(以下「政策立案等」という。)に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p> <p>4 議会運営に当たっては、議会は、会派に属さない議員の意見が反映されるよう配慮するものとする。</p>			

制定時			現在			改正時期	今後改正の 必要性の有無	改正内容・意見等
条項	見出し	条文	条項	見出し	条文			
第7条	議員と市長等との関係	第7条 議会審議における議員と市長等との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係が保たれていなければならない。	第7条	議員と市長等との関係	第7条 議会審議における議員と市長等との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係が保たれていなければならない。			
		(1) 一般質問(会派代表質問を除く。)は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。			(1) 一般質問(会派代表質問を除く。)は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。			
		(2) 議長の要請により本会議(浜田市議会会議規則(平成17年浜田市議会規則第1号)に規定する会議をいう。以下同じ。)及び委員会(浜田市議会委員会条例(平成17年浜田市条例第306号)に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。以下これらを「本会議等」という。)に出席した市長等は、議員からの質問に疑義等があるときは、議長又は委員長の許可を得て、これに反問することができる。			(2) 議長の要請により本会議(浜田市議会会議規則(平成17年浜田市議会規則第1号)に規定する会議をいう。以下同じ。)及び委員会(浜田市議会委員会条例(平成17年浜田市条例第306号)に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。以下これらを「本会議等」という。)に出席した市長等は、議員からの質問等又は議員若しくは委員会による条例の提案、議案の修正案等に対して疑義等があるときは、議長又は委員長の許可を得て、これらに反問し、又は反論することができる。			
第8条	議会審議における論点整理	第8条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長に対して次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。	第8条	議会審議における論点整理	第8条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長に対して次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。			
		(1) 政策の発生源			(1) 政策の発生源			
		(2) 提案に至るまでの経緯			(2) 提案に至るまでの経緯			
		(3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討			(3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討			
		(4) 市民参加の実施の有無とその内容			(4) 市民参加の実施の有無とその内容			
		(5) 総合振興計画との整合性			(5) 総合振興計画との整合性			
		(6) 財源措置			(6) 財源措置			
第9条	予算及び決算における説明	第9条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に対して求めるものとする。	第9条	予算及び決算における説明	第9条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に対して求めるものとする。			
					第10条 議会は、採択した請願及び陳情が市長等において措置することが適当と認めるときは、市長等に対してその趣旨を実現するよう求めるとともに、当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。	H27. 3. 20		

制定時			現在			改正時期	今後改正の 必要性の有無	改正内容・意見等
条項	見出し	条文	条項	見出し	条文			
第10条	自由討議による合意形成等	第10条 議長は、議会は議員による自由な討論の場であることを認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とする運営に努めるものとする。	第11条	自由討議による合意形成等	第11条 議長は、議会は議員による自由な討論の場であることを認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とする運営に努めるものとする。			
		2 議会は、本会議等において、議案、請願及び陳情(以下「議案等」という。)を審議し、結論を出す場合においては、議員相互間の討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。			2 議会は、本会議等において、議案、請願及び陳情(以下「議案等」という。)を審議し、結論を出す場合においては、議員相互間の討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。			
第11条	政策討論会	第11条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催するものとする。	第12条	政策討論会	第12条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催するものとする。			
第12条	委員会の活動	第12条 委員会は、議案等の審査に当たっては、市民に対して積極的に情報を公開し、分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。	第13条	委員会の活動	第13条 委員会は、議案等の審査に当たっては、市民に対して積極的に情報を公開し、分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。			
		2 委員会は、行政視察を行ったときは、その目的、成果及び費用を公表するとともに、提言及び提案につなげるよう努めるものとする。			2 委員会は、行政視察を行ったときは、その目的、成果及び費用を公表するとともに、提言及び提案につなげるよう努めるものとする。			
第13条	調査会の活用	第13条 議会は、調査会(浜田市議会会議規則第100条第1項の協議等の場をいう。)を自主的に開催し、その所管する事項に関し積極的に協議又は調整を行うものとする。			(削除)			
第14条	議会広報の充実	第14条 議会は、議会及び市政について市民に関心を持たれるよう広報紙のほか、ケーブルテレビ等情報技術の進展を踏まえた多様な広報手段を活用し、議会広報の充実に努めるものとする。	第14条	議会広報の充実	第14条 議会は、議会及び市政について市民に関心を持たれるよう広報紙のほか、ケーブルテレビ等情報技術の進展を踏まえた多様な広報手段を活用し、議会広報の充実に努めるものとする。			
第15条	議会図書室	第15条 議会は、議員の調査研究及び市政運営の参考に資するため、議会図書室の図書の実態に努めるものとする。	第15条	議会図書室	第15条 議会は、議員の調査研究及び市政運営の参考に資するため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。			
第16条	議会事務局の体制整備	第16条 議会は、議員の政策立案等を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化等その体制の整備に努めるものとする。	第16条	議会事務局の体制整備	第16条 議会は、議員の政策立案等を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化等その体制の整備に努めるものとする。			
					2 議長は、議会事務局の職員の配置に関し、あらかじめ市長と協議するものとする。	H30. 9. 28		

制定時			現在			改正時期	今後改正の 必要性の有無	改正内容・意見等
条項	見出し	条文	条項	見出し	条文			
第3章	議員の活動原則		第3章	議員の活動原則				
第17条	議員の活動原則	<p>第17条 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。</p> <p>2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、市民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。</p> <p>3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじて活動しなければならない。</p> <p>4 議員は、政策討論会等を通じて議員相互間における自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならない。</p>	第17条	議員の活動原則	<p>第17条 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。</p> <p>2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、市民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。</p> <p>3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじて活動しなければならない。</p> <p>4 議員は、政策討論会等を通じて議員相互間における自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならない。</p>			
第18条	政務調査	<p>第18条 議員は、積極的に政策立案等のための調査研究に努めるものとする。この場合において、政務調査費の交付を受けたときは、これを有効に活用するものとする。</p> <p>2 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費を使用した活動の状況を公表するとともに、市民に対し、公正性及び透明性の確保の観点からその用途について説明責任を果たすものとする。</p> <p>3 政務調査費の交付を受けた議員は、その執行状況に疑義が生じることがないよう全ての領収書等証拠書類を明らかにするものとする。</p>	第18条	政務活動	<p>第18条 議員は、積極的に政策立案等のための調査研究 その他の活動 に努めるものとする。この場合において、政務活動費 の交付を受けたときは、これを有効に活用するものとする。</p> <p>2 政務活動費 の交付を受けた議員は、政務活動費 を使用した活動の状況を公表するとともに、市民に対し、公正性及び透明性の確保の観点からその用途について説明責任を果たすものとする。</p> <p>3 政務活動費 の交付を受けた議員は、その執行状況に疑義が生じることがないよう全ての領収書等証拠書類を明らかにするものとする。</p> <p>4 議長は、政務活動費が適正に使用されているかどうかについて、議会関係者以外の者の審査を受けるものとする。</p>	H24. 12. 21		
第19条	議員研修	<p>第19条 議会は、議員の政策立案等の能力の向上を図るため、議員の研修体制の充実強化に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、各分野における学識経験を有する者及び市民との議員研修会を積極的に開催するものとする。</p> <p>3 議会は、島根県立大学との意見交換会の開催等知的財産の有効活用を努めるものとする。</p>	第19条	議員研修	<p>第19条 議会は、議員の政策立案等の能力の向上を図るため、議員の研修体制の充実強化に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、各分野における学識経験を有する者及び市民との議員研修会を積極的に開催するものとする。</p> <p>3 議会は、島根県立大学との意見交換会の開催等知的財産の有効活用を努めるものとする。</p>			
第20条	政治倫理	<p>第20条 議員は、市民の信頼に値する倫理的義務が課せられていることを自覚し、浜田市議会議員政治倫理条例(平成20年浜田市条例第25号)を遵守するものとする。</p>	第20条	政治倫理	<p>第20条 議員は、市民の信頼に値する倫理的義務が課せられていることを自覚し、浜田市議会議員政治倫理条例(平成20年浜田市条例第25号)を遵守するものとする。</p>			

制定時			現在			改正時期	今後改正の 必要性の有無	改正内容・意見等
条項	見出し	条文	条項	見出し	条文			
第4章	市民参加		第4章	市民参加				
第21条	市民と議会との関係	第21条 議会は、市民に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする。	第21条	市民と議会との関係	第21条 議会は、市民に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする。			
		2 議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとする。			2 議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。	H30. 9. 28		
		3 議会は、委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。			3 議会は、議案等に対する各議員の態度を広報紙で公表する等、市民に対して議員の意思を明確にするものとする。	H24. 12. 21		
					4 議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。	H24. 12. 21		
第22条	重要案件の意見交換会	第22条 議会は、市政に関する重要な案件について、議員及び市民が自由に情報及び意見の交換を行うため、議会運営委員会で協議の上、重要案件の意見交換会を開催するものとする。	第22条	重要案件の意見交換会	第22条 議会は、市政に関する重要な案件について、議員及び市民が自由に情報及び意見の交換を行うため、議会運営委員会で協議の上、重要案件の意見交換会を開催するものとする。			
		2 議会は、市政に関する重要な案件について、市民から重要案件の意見交換会の開催を求められたときは、議会運営委員会で協議の上、これを開催することができる。			2 議会は、市政に関する重要な案件について、市民から重要案件の意見交換会の開催を求められたときは、議会運営委員会で協議の上、これを開催することができる。			
第23条	議会報告会	第23条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、議会報告会を開催するものとする。	第23条	議会報告会	第23条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、議会報告会を開催するものとする。			
第5章	議員定数及び議員報酬		第5章	議員定数及び議員報酬				
第24条	議員定数及び議員報酬	第24条 議会は、議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点のほか、市政の現状及び課題、将来の予測及び展望等を考慮するものとする。	第24条	議員定数及び議員報酬	第24条 議会は、議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点のほか、市政の現状及び課題、将来の予測及び展望等を考慮するものとする。			
		2 議員定数及び議員報酬の改正の議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第7項又は第112条第1項の規定により、委員会又は議員から提出するものとする。			2 議員定数及び議員報酬の改正の議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第6項又は第112条第1項の規定により、委員会又は議員から提出するものとする。	R3. 3. 19		
第6章	補則		第6章	補則				
第25条	見直し手続	第25条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。	第25条	見直し手続	第25条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。			
		2 議会は、前項の規定による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。			2 議会は、前項の規定による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。			
		3 議会は、この条例を改正する場合は、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明するものとする。			3 議会は、この条例を改正する場合は、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明するものとする。			

■その他のご意見等